20220118【総領事館からのお知らせ】有効期間 10 年の日本旅券の発給申請可能年齢の引 下げ

【ポイント】

●日本の民法改正により、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられることに伴い、旅券 法が一部改正され、2022 年 4 月 1 日以降、有効期間が 10 年の旅券を申請できる年齢が 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられます。また、旅券の発給等の申請にあたり、親権者の同意が不要となる年齢も 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられます。

【本文】

- 1 日本の民法改正により、2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、旅券法の一部改正が行われ、本年4月1日以降、有効期間が10年の旅券を取得できる年齢が現行の20歳以上から18歳以上に引き下げられます。
- 2 また、成年年齢の引き下げに伴い、旅券の発給等の申請にあたり、親権者の同意が不要になる年齢も20歳以上から18歳以上に引き下げられます。
- 3 本改正に伴い、一般旅券発給申請書のダウンロード版については、本年4月1日以降は 10年旅券の申請を希望する18歳以上の方が申請可能となります。また、4月1日を待た ずに予め申請書を準備できるよう、3月1日~3月31日の間は、特別に、4月1日の時点 で18歳以上となる方を対象に4月1日以降に申請するためのダウンロードする選択肢が 設けられる予定です。

なお、一般旅券発給申請書(用紙)については、行政経費の削減や資源の有効活用等の観点等を踏まえ、4月1日以降も、当面の間、現行の申請書を訂正の上、引き続き使用することといたします。

.

※この情報は、在留届、及び「たびレジ(本登録)」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ(本登録)」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録:https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/

(問い合わせ窓口)

○在セブ日本国総領事館

住所: 8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines 電話:(市外局番 032) 231-7321 FAX:(市外局番 032) 231-6843

ホームページ: https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html